

公 告

このたび、新潟市の一部を受益地域とする新潟東部第2地区農用地保全施設整備（湛水防除）事業を県営土地改良事業として施行するため、土地改良法第85条第6項の規定により、下記により関係書類を縦覧します。

なお、この計画の概要に意見のある方は令和6年12月20日までに下記連絡先にファクシミリ又は電子メールにて申し出てください。

令和6年11月22日

申請人

新潟市江南区東早通1丁目2番25号

亀田郷土地改良区 理事長 阿部 徳威

記

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画概要書の写し
- 縦覧に供する期間
令和6年11月25日から令和6年12月20日まで
- 縦覧に供する場所
亀田郷土地改良区（ホームページ）
- 意見の提出先
亀田郷土地改良区 農村整備課
ファクシミリ番号 025-382-6756
電子メールアドレス webmaster@kamedagou.jp